

諮問実施機関：滋賀県知事（土木交通部住宅課）

諮問 日：平成 28 年 10 月 12 日（諮問第 133 号）

答申 日：平成 29 年 10 月 20 日（答申第 105 号）

内 容：「『適切な情報公開の実施について（回答）』に関して、指定管理者が実施機関への回答として作成した文書」等の公文書一部公開決定に対する審査請求

答 申

第 1 審査会の結論

滋賀県知事（以下「実施機関」という。）は、非公開とした部分のうち、別表 1 に掲げる部分を公開すべきである。

第 2 審査請求に至る経過

1 公文書公開請求

平成 28 年 5 月 11 日、審査請求人は、滋賀県情報公開条例（平成 12 年滋賀県条例第 113 号。以下「条例」という。）第 5 条第 1 項の規定に基づき、実施機関に対して、次の公文書の公開を求める公文書公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

（請求する公文書の名称または内容）

請求 1 第 1 回目として、日本管財株式会社 代表取締役 福田慎太郎が知事（住宅課）に作成・行使した文書関係

「適切な情報公開の実施について（回答）」（K-001501 号、平成 28 年 1 月 18 日作成、日本管財株式会社 代表取締役 福田慎太郎）に記載された「1 月 20 日（木）弊社において対応を協議いたしますので、2 月初旬には申出者に回答するべく、滋賀県土木交通部住宅課長あてに回答を提出いたします。よろしく願いいたします。」と記載された「滋賀県土木交通部住宅課長あての回答」について、第 1 回目の知事（住宅課）に対する回答（案）として、日本管財株式会社 代表取締役 福田慎太郎、滋賀県営住宅管理センター センター長 ○○○○が作成・行使した文書およびそれに関してなされた起案、供覧、決裁の過程を明らかにする文書

請求 2 第 1 回目文書について、知事（住宅課）が行った修正指示に関する文書関係

「適切な情報公開の実施について（回答）」（K-001501 号、平成 28 年 1 月 18 日作成、日本管財株式会社 代表取締役 福田慎太郎）に記載された「1 月 20 日（木）弊社において対応を協議いたしますので、2 月初旬には申出者に回答するべく、滋

賀県土木交通部住宅課長あてに回答を提出いたします。よろしくお願いいたします。」と記載された「滋賀県土木交通部住宅課長あての回答」について、第1回目の知事（住宅課）に対する回答（案）として、日本管財株式会社 代表取締役 福田慎太郎、滋賀県営住宅管理センター センター長 ○○○○が作成・行使した文書に対して、滋賀県知事 三日月大造（住宅課）が行った修正指示の内容を明らかにする文書およびそれに関する起案、供覧、決裁の過程を明らかにする文書

請求3 第2回目以降、今日（請求日）に至るまでに行った回数（2、3、4…n）に関する文書として、日本管財株式会社 代表取締役 福田慎太郎が知事（住宅課）に作成・行使した文書関係

「適切な情報公開の実施について（回答）」（K-001501号、平成28年1月18日作成、日本管財株式会社 代表取締役 福田慎太郎）に記載された「1月20日（木）弊社において対応を協議いたしますので、2月初旬には申出者に回答するべく、滋賀県土木交通部住宅課長あてに回答を提出いたします。よろしくお願いいたします。」と記載された「滋賀県土木交通部住宅課長あての回答」について、第2回目以降今日（請求日）に至るまでの間になされた知事（住宅課）に対する回答（案）として、日本管財株式会社 代表取締役 福田慎太郎、滋賀県営住宅管理センター センター長 ○○○○が作成・行使した文書およびそれに関してなされた起案、供覧、決裁の過程を明らかにする文書

請求4 第2回目以降、今日（請求日）に至るまでに行った回数（2、3、4…n）に関する文書として、日本管財株式会社 代表取締役 福田慎太郎が知事（住宅課）に作成・行使した各文書に対して、知事（住宅課）が行った各修正指示に関する文書関係

「適切な情報公開の実施について（回答）」（K-001501号、平成28年1月18日作成、日本管財株式会社 代表取締役 福田慎太郎）に記載された「1月20日（木）弊社において対応を協議いたしますので、2月初旬には申出者に回答するべく、滋賀県土木交通部住宅課長あてに回答を提出いたします。よろしくお願いいたします。」と記載された「滋賀県土木交通部住宅課長あての回答」について、第2回目以降今日（請求日）に至るまでの間になされた知事（住宅課）に対する回答（案）として、日本管財株式会社 代表取締役 福田慎太郎、滋賀県営住宅管理センター センター長 ○○○○が作成・行使した文書に対して、滋賀県知事 三日月大造（住宅課）が行った修正指示の内容を明らかにする文書およびそれに関する起案、供覧、決裁の過程を明らかにする文書

2 決定期間の延長

平成28年5月23日、実施機関は、条例第11条第2項の規定に基づき、本件公開請求に対

する公開決定等の期間を延長した。

3 実施機関の決定

平成 28 年 6 月 27 日、実施機関は、本件公開請求に対して、別表 2 のとおり、請求のあった公文書の一部が非公開情報に当たること、または不存在であることを理由として、条例第 10 条第 1 項の規定に基づき、公文書一部公開決定（以下「本件処分」という。）を行った。

4 審査請求

平成 28 年 7 月 14 日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 2 条の規定に基づき、実施機関に対して審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

5 審査請求書の補正

平成 29 年 7 月 14 日、審査請求人は、本件処分において非公開とされた部分のうち、個人に関する情報については公開を求めないとする旨の審査請求書の補正を行った。

第 3 審査請求人の主張要旨

審査請求人が、審査請求書、反論書および意見陳述で述べている内容は、次のように要約される。

1 審査請求の趣旨

個人に関する情報を除き、非公開とされた部分の公開を求める。

2 審査請求の理由

（1）非公開理由について

業者名、見積金額、請求書、体制表および就業規則変更届等の文書の公開は、実施機関の当然の義務であり、また、当該文書を公開することによって、法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益が害されるおそれはほとんどない。

逆に、これらを公開することにより、公共事業が公明正大に行われることが保証されることになるものである。

（2）公文書の公開の方法について

実施機関は、故意、重大な過失によって職務権限を濫用し、審査請求人が閲覧を求めた文書の原本を持参せず、黒塗りを行った当該文書の写しによって公開を行ったが、これは公文書公開を妨害するものである。

第 4 実施機関の説明要旨

実施機関が、諮問書、弁明書および口頭説明で述べている内容は、次のように要約される。

1 実施機関の決定について

実施機関が行った決定は妥当である。

2 非公開理由について

(1) 非公開情報該当性について（請求1および請求2）

施工業者名、見積金額および請求書は、指定管理者の経営上のノウハウに当たる情報であり、公にすると、指定管理者の公正な競争上の利益を害するおそれがあるため、条例第6条第2号アに該当する。

また、体制表および就業規則変更届は、指定管理者の内部管理に関する情報であり、公にすると、指定管理者の公正な事業運営が損なわれるおそれがあるため、同号アに該当する。

請求書および就業規則変更届については、その全部を非公開としたものであるが、公開できる部分もあったと考えている。

(2) 対象公文書の不存在について（請求3および請求4）

請求3および請求4は、実施機関が、指定管理者に対して情報公開に係る通知を行ったことに関して、2回目以降の指定管理者とのやり取りに係る文書の公開が求められたものであるが、実施機関が行った文書による指導は1回のみであり、対象公文書は不存在である。

第5 審査会の判断理由

1 基本的な考え方について

条例の基本理念は、前文、第1条および第3条等に規定されているように、県の保有する情報は県民の共有財産であり、したがって、公開が原則であって、県は県政の諸活動を県民に説明する責務を負うものであり、県民の公文書の公開を請求する権利を明らかにすることにより、県民の県政への理解、参画を一層促進し、県民と県との協働による県政の進展に寄与しようとするものである。

しかし、県の保有する情報の中には、公開することにより、個人や法人等の正当な権利、利益を侵害するものや、行政の適正な執行を妨げ、あるいは適正な意思形成に支障を生じさせ、ひいては県民全体の利益を損なうこととなるものもある。このため、条例では、県の保有する情報は公開を原則としつつ、例外的に公開しないこととする事項を第6条において個別具体的に定めている。

実施機関は、請求された情報が条例第6条の規定に該当する場合を除いて、その情報を公開しなければならないものであり、同条に該当するか否かについては、条例の基本理念から厳正に判断されるべきものである。

当審査会は、以上のことを踏まえた上で、以下のとおり判断する。

2 本件審査請求について

本件公開請求は、実施機関から指定管理者に発出された通知に関して、実施機関と指定管理者との間でやり取りがなされた文書の公開が求められたものである。

実施機関は、対象公文書を特定の上、その一部を非公開または不存在であるとしているが、審査請求人は、これを不服としてその公開を求めていることから、以下、本件処分の妥当性を検討する。

なお、審査請求人は、本件審査請求においては、個人に関する情報の公開は求めないとしており、条例第6条第1号該当性に係る非公開部分については判断しない。

3 本件処分の妥当性について

(1) 非公開情報該当性について（請求1および請求2）

ア 条例第6条第2号アについて

条例第6条第2号アは、法人等に関する情報または事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等または当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものを非公開情報とするものである。

そして、ここでいう「おそれ」があるかどうかの判断に当たっては、単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性を要するものと解される。

イ 条例第6条第2号ア該当性について

(ア) 施工業者名、見積金額および請求書

実施機関は、施工業者名、見積金額および請求書は、指定管理者の経営上のノウハウに当たるものであり、公にすると、指定管理者の公正な競争上の利益を害するおそれがあると主張している。

確かに、事業者の取引内容に係る情報については、これを公にすることで、当該事業者の競争上の利益を損なうおそれがある場合がないわけではない。

しかしながら、一般に、指定管理者が保有する公の施設の管理に係る情報については、その業務が高い公共性を有するものであることに鑑みれば、県民等に対する公開の要請が高いものであって、事業者の情報であることのみを理由として、安易に非公開とされることがあってはならないと言うべきである。

このことを踏まえ、当審査会が対象公文書を見分するに、非公開とされている情報は、県営住宅の修繕を行った施工業者の名称および当該修繕に要した金額ならびに県営住宅の管理人報酬に関して指定管理者に提出された請求書であり、これらは当に公の施設である県営住宅の管理に係る情報と解すべきものである。

そして、これらの非公開情報について、実施機関は、指定管理者のノウハウに当た

ると主張するのみであって、これを公にすることによって生じるおそれについて、何ら具体的な説明を行っていないものと言わざるを得ず、当該情報を公にすることが、指定管理者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものと判断すべき事情は見当たらない。

したがって、施工業者名、見積金額および請求書は、条例第6条第2号アに該当するものとは認められない。

(イ) 体制表および就業規則変更届

実施機関は、体制表および就業規則変更届は、指定管理者の内部管理情報であり、公にすると、指定管理者の公正な事業運営が損なわれるとして、当該文書の全部を非公開としている。

しかしながら、実施機関は、非公開情報は指定管理者の内部管理情報であると主張するのみであって、これを公にすることによって生じるおそれについて、何ら具体的な説明を行っていないものと言わざるを得ず、当該情報を公にすることが、指定管理者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものと判断すべき事情は見当たらない。

一方、体制表に記載された情報のうち裏番号とされる電話番号については、指定管理者の内部または関係者において使用されるものであり、一般に公にすることを予定していないものと考えられ、これを公にすると、指定管理者における今後の管理業務に支障が生じるおそれがあると判断される。

したがって、体制表に記載された情報のうち裏番号とされる電話番号は、条例第6条第2号アに該当するが、その余の情報は同号アに該当するものとは認められない。

(ウ) 指定管理者の印影

指定管理者の印影について、当審査会が、実施機関に対して条例第23条第4項の規定に基づく調査を行ったところ、実施機関からは、当該印影は、指定管理者において銀行印として用いられているものであるとの回答があった。

このような印影については、広く不特定多数に公にされることを予定したものではなく、一般に、いわゆる内部管理情報として秘密にしておくことが是認されるものであると言え、これを公にすれば、当該指定管理者の正当な利益を害するおそれがあるものと判断される。

したがって、指定管理者の印影は、条例第6条第2号アに該当するものと認められる。

(2) 対象公文書の不存在について（請求3および請求4）

実施機関は、審査請求人が公開を求めている指定管理者との2回目以降のやり取りに係る文書は、保有していないものであると主張している。

実施機関によれば、指定管理者に対して行った文書による指導は1回のみであったとの

ことであり、この1回に係る文書については、請求1に対して既に公開されていることが認められるところである。

このことからすると、2回目以降の指導に係る文書を保有していないとする実施機関の主張には、不自然、不合理な点は認められず、2回目以降の文書によるやり取りが行われたと判断すべき証拠等は見当たらないものである。

したがって、請求3および請求4に対して、対象公文書が不存在であるとした実施機関の決定は妥当であると認められる。

(3) 審査請求人の主張について

審査請求人は、公文書の公開の方法について、原本による閲覧を求めたにもかかわらず、実施機関が写しによる閲覧としたことは、公開請求権の行使を妨げるものであると主張しているものと思料される。

しかしながら、閲覧による公文書の公開については、条例第15条第2項ただし書により、当該公文書の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、その写しにより公開を行うことができるとされている。そして、部分公開のため非公開情報に黒塗りを行う必要がある場合は、これに当たるものと解され、一部公開決定である本件処分においては、対象公文書に黒塗りを行う必要があったものと認められる。

したがって、本件処分において、実施機関が写しによる公開を行ったことは、特段の不適切な対応であるとは言えず、審査請求人の主張は採用できないものである。

4 付言

条例第10条第3項は、決定通知書に具体的な非公開理由を付記することを実施機関に義務付けているものであるが、実施機関は、本件審査の過程において、非公開とした情報の一部は公開できたものであると主張するなど、決定通知書に記載した非公開情報および当該情報に係る非公開理由の内容を変遷させていることが認められる。

また、条例第7条第1項は、非公開情報が記録されている公文書であっても、当該公文書の全部を非公開とするのではなく、非公開部分を除いてできる限り公開することを定めているものであるが、本件処分においては、合理的な理由が認められないにもかかわらず、複数の文書について、その全部が非公開とされているところである。

これらのことからすると、実施機関においては、本件処分を行うに当たって、対象公文書に記載されている個々の情報が非公開情報に当たるものであるかどうかについて、十分な検討を行っていなかったものと判断せざるを得ない。

本件については、弁明書および口頭説明においても適切に説明が行われているとは言い難いところであり、実施機関においては、今後、このようなことがないよう、諮問に当たっては当審査会に対する丁寧かつ正確な説明に努めるとともに、条例の趣旨を十分に理解した上で、より一層の慎重かつ適正な情報公開制度の運用に努められたい。

5 結論

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断するものである。

第6 審査会の経過

当審査会は、本件審査請求について、次のとおり調査審議を行った。

年 月 日	審 査 の 内 容
平成 28 年 10 月 12 日	・実施機関から諮問を受けた。
平成 29 年 4 月 14 日	・実施機関から審査請求人の反論書の提出を受けた。
平成 29 年 5 月 12 日 (第 256 回審査会)	・審査会事務局から事案の説明を受けた。 ・事案の審議を行った。
平成 29 年 6 月 9 日 (第 257 回審査会)	・実施機関から公文書一部公開決定について口頭説明を受けた。 ・事案の審議を行った。
平成 29 年 7 月 14 日 (第 258 回審査会)	・審査請求人から意見を聴取した。 ・事案の審議を行った。
平成 29 年 8 月 29 日 (第 259 回審査会)	・事案の審議を行った。
平成 29 年 9 月 22 日 (第 260 回審査会)	・答申案の審議を行った。

別表 1

請求	公文書の名称・内容	頁	公開すべき部分
請求 1、 請求 2	回議書（平成 28 年 5 月 6 日付け）	5, 6, 13, 16, 56, 60, 61	施工業者名、見積金額
		31	「個人の氏名、部屋番号、印影、口座情報」以外の部分
		42	「個人の氏名、裏番号（電話番号）」以外の部分
		52	個人の印影以外の部分

※頁数は、審議用に提出された対象公文書写しの通し頁である。

別表 2

請求	公文書の名称・内容	非公開部分	非公開理由
請求 1、 請求 2	回議書（平成 28 年 5 月 6 日付け）	氏名、写真、団地名、部屋番号、 印影、メールアドレス	1 号
		法人の印影、業者名、見積金額、 請求書、体制表、就業規則変更届	2 号ア
請求 3、 請求 4	—	全部	不存在

※「非公開理由」欄：1 号 = 条例第 6 条第 1 号該当、2 号ア = 条例第 6 条第 2 号ア該当